福島県保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長 (公印省略)

地域医療再生基金(令和4年度予算東日本大震災復興特別会計)の活用について

国の令和4年度予算東日本大震災復興特別会計においては、東日本大震災により被災した福島県における医療の復興を支援するため、地域医療再生基金の不足分を補う地域医療再生臨時特例交付金を計上したところである。

この地域医療再生臨時特例交付金は、既存の地域医療再生基金に積み増され、地域全体のまちづくり構想と整合性の取れた追加的な医療の復興計画に充てられることとなるが、令和4年度による地域医療再生基金の活用に当たっての留意事項を別紙新旧対照表のとおり改めたので、この留意事項を踏まえた医療の復興計画の改訂案を作成の上、令和4年6月10日(金)までに、当課まで提出いただきたい。

また、貴職におかれては、予算の早期執行に努められるよう重ねてお願いするとともに、 地域医療再生基金の運用等に当たって疑義等が生じた場合には、随時、ご相談いただきた い。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう配慮願いたい。

地域医療再生基金(令和4年度予算東日本大震災復興特別会計)の活用について 新旧対照表

別添

(傍線部分は改正部分)

改正案

現

行

別添

令和4年度予算東日本大震災復興特別会計による 地域医療再生基金の活用に当たっての留意事項

「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」 (令和3年3月9日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、東日本大 震災により甚大な被害を受けた福島県における医療の復興を支援するため、こ れまで交付してきた地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)に より設置された地域医療再生基金の不足分を補うことを目的として、<u>令和4年</u> 度予算東日本大震災復興特別会計において交付金を計上したところである。

(略)

第1 趣旨

第2 対象となる事業

今回の地域医療再生基金(福島県の地域医療再生基金のうち、<u>令和4年度</u>予算東日本大震災復興特別会計による交付金により積み増しされた部分をいう。以下同じ。)は、特に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により生じた課題に対応するため、「地域医療再生基金(復興分)事業の延長実施等にかかる方針について」(平成27年11月27日付け医政地発1127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)における区分2の双葉郡等(※1)の医療提供体制の再構築のための事業(※2)として、福島県が策定する医療の復興計画に位置付けられた事業について活用を可能とする。

令和3年度予算東日本大震災復興特別会計による 地域医療再生基金の活用に当たっての留意事項

第1 趣旨

「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」 (令和3年3月9日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、東日本 大震災により甚大な被害を受けた福島県における医療の復興を支援するため、 これまで交付してきた地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。) により設置された地域医療再生基金の不足分を補うことを目的として、令和3 年度予算東日本大震災復興特別会計において交付金を計上したところである。

(略)

第2 対象となる事業

今回の地域医療再生基金(福島県の地域医療再生基金のうち、<u>令和3年度</u>予算東日本大震災復興特別会計による交付金により積み増しされた部分をいう。以下同じ。)は、特に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により生じた課題に対応するため、「地域医療再生基金(復興分)事業の延長実施等にかかる方針について」(平成27年11月27日付け医政地発1127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)における区分2の双葉郡等(※1)の医療提供体制の再構築のための事業(※2)として、福島県が策定する医療の復興計画に位置付けられた事業について活用を可能とする。

- ※1 双葉郡、南相馬市(小高区)、川俣町(山木屋地区)、飯館村及び田村市(都路地区)
- ※2 双葉郡等以外の地域であって、双葉郡等から避難している患者を受け 入れるために必要な支援を行っている事業についても本事業の対象とす る。

第3 医療の復興計画

今回、福島県が追加的に策定する医療の復興計画の期間は、<u>令和4年度末</u>までとする。

また、当該計画は、平成23年度補正予算、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費、平成29年度当初予算及び令和3年度当初予算により計画された医療の復興計画に対する追加的な支援を行うものであることから、単独の計画である必要はなく、前回策定された医療の復興計画と一体的な計画として既存の事業に上乗せする事業であっても差し支えない。ただし、事業毎に活用する地域医療再生基金の区分(平成23年度補正予算による地域医療再生基金、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費による地域医療再生基金、平成27年度当初予算による地域医療再生基金、平成27年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、中成29年度当初予算による地域医療再生基金、分和3年度当初予算による地域医療再生基金又は今回の地域医療再生基金)は明確にしておく必要があるため、それぞれを区分し経理することとする。

第4 医療の復興計画に記載する事業の内容

今回の地域医療再生基金は、<u>令和3年度に</u>策定された医療の復興計画に記載された医療提供体制の再構築に必要な事業への追加的な支援であるため、医療の復興計画に記載する事業の内容は、平成23年度補正予算、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費、平成29年度当初予算又は令和3年度当初予

- ※1 双葉郡、南相馬市(小高区)、川俣町(山木屋地区)、飯館村及び田村市(都路地区)
- ※2 双葉郡等以外の地域であって、双葉郡等から避難している患者を受け 入れるために必要な支援を行っている事業についても本事業の対象と する。

第3 医療の復興計画

今回、福島県が追加的に策定する医療の復興計画の期間は、<u>令和3年度末</u>までとする。

また、当該計画は、平成23年度補正予算、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費及び平成29年度当初予算により計画された医療の復興計画に対する追加的な支援を行うものであることから、単独の計画である必要はなく、前回策定された医療の復興計画と一体的な計画として既存の事業に上乗せする事業であっても差し支えない。ただし、事業毎に活用する地域医療再生基金の区分(平成23年度補正予算による地域医療再生基金、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費による地域医療再生基金、平成27年度当初予算による地域医療再生基金、平成27年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金又は今回の地域医療再生基金)は明確にしておく必要があるため、それぞれを区分し経理することとする。

第4 医療の復興計画に記載する事業の内容

今回の地域医療再生基金は、<u>平成29年度に</u>策定された医療の復興計画に記載された医療提供体制の再構築に必要な事業への追加的な支援であるため、医療の復興計画に記載する事業の内容は、平成23年度補正予算、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費又は平成29年度当初予算による地域医療再

覧による地域医療再生基金における医療の復興計画の策定に当たって留意事項 | 生基金における医療の復興計画の策定に当たって留意事項で示した内容の範囲 で示した内容の範囲内とする。

(略)

第5 交付の条件

(略)

第6 医療の復興計画の作成等に係る手順

(略)

第7 交付基準額の決定及び交付決定の手続き

(略)

- 第8 医療の復興計画の推進等
- 1 (略)
- 2 医療の復興計画の達成状況の評価等

今回作成する医療の復興計画に定める事業に関しては、福島県が策定したこ れまでの医療の復興計画と併せて地域の関係者及び県の医療審議会又は地域医│れまでの医療の復興計画と併せて地域の関係者及び県の医療審議会又は地域医 療対策協議会からも、必要に応じて意見を聴取することで事業の進捗状況を評 価するものとする。

医療の復興計画に定める事業の実績報告は、厚生労働大臣に提出する。 評価の結果は、令和5年度以降、福島県で医療の復興に関する事業を行う場合 は、評価の結果を適時反映させるものとする。

内とする。

(略)

第5 交付の条件

(略)

第6 医療の復興計画の作成等に係る手順

(略)

第7 交付基準額の決定及び交付決定の手続き

(略)

- 第8 医療の復興計画の推進等
- 1 (略)
- 2 医療の復興計画の達成状況の評価等

今回作成する医療の復興計画に定める事業に関しては、福島県が策定したこ 療対策協議会からも、必要に応じて意見を聴取することで事業の進捗状況を評 価するものとする。

医療の復興計画に定める事業の実績報告は、厚生労働大臣に提出する。 │評価の結果は、<mark>令和4年度</mark>以降、福島県で医療の復興に関する事業を行う場合 は、評価の結果を適時反映させるものとする。

3 医療の復興計画の変更	3 医療の復興計画の変更
(昭)	(略)
第9 その他	第9 その他
(略)	(略)
福島県医療の復興計画(追補版)	福島県医療の復興計画(追補版)
1 医療の復興計画の期間	1 医療の復興計画の期間
<u>令和4年</u> 4月1日から <u>令和5年</u> 3月31日までの期間を対象として定める	<u>令和3年</u> 4月1日から <u>令和4年</u> 3月31日までの期間を対象として定める
ものとする。	ものとする。
$2 \sim 7$ (略)	$2 \sim 7$ (略)
別添	別添
(既各)	(略)

令和4年度 予算東日本大震災復興特別会計による 地域医療再生基金の活用に当たっての留意事項

第1 趣旨

「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和3年3月9日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、東日本大震災により甚大な被害を受けた福島県における医療の復興を支援するため、これまで交付してきた地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)により設置された地域医療再生基金の不足分を補うことを目的として、令和4年度予算東日本大震災復興特別会計において交付金を計上したところである。

福島県は、当該交付金により、既存の地域医療再生基金の積み増しを行った上で、地域全体のまちづくり構想とも整合性を図りつつ、福島県が追加的に策定する医療の復興計画に基づき、必要な事業を行うものとする。

第2 対象となる事業

今回の地域医療再生基金(福島県の地域医療再生基金のうち、今和4年度予算東日本大震災復興特別会計による交付金により積み増しされた部分をいう。以下同じ。)は、特に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により生じた課題に対応するため、「地域医療再生基金(復興分)事業の延長実施等にかかる方針について」(平成27年11月27日付け医政地発1127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)における区分2の双葉郡等(※1)の医療提供体制の再構築のための事業(※2)として、福島県が策定する医療の復興計画に位置付けられた事業について活用を可能とする。

- ※1 双葉郡、南相馬市(小高区)、川俣町(山木屋地区)、飯館村及び田村市(都路地区)
- ※2 双葉郡等以外の地域であって、双葉郡等から避難している患者を受け入れるために必要な支援を行っている事業についても本事業の対象とする。

第3 医療の復興計画

今回、福島県が追加的に策定する医療の復興計画の期間は、<u>令和4年度末</u>までとする。また、当該計画は、平成23年度補正予算、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費、平成29年度当初予算及び令和3年度当初予算により計画された医療の復興計画に対する追加的な支援を行うものであることから、単独の計画である必要はなく、前回策定された医療の復興計画と一体的な計画として既存の事業に上乗せする事業であっても差し支えない。ただし、事業毎に活用する地域医療再生基金の区分(平成23年度補正予算による地域医療再生基金、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費による地域医療再生基金、平成27年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、平成29年度当初予算による地域医療再生基金、中枢

の地域医療再生基金) は明確にしておく必要があるため、それぞれを区分し経理することとする。

第4 医療の復興計画に記載する事業の内容

今回の地域医療再生基金は、<u>令和3年度に</u>策定された医療の復興計画に記載された医療提供体制の再構築に必要な事業への追加的な支援であるため、医療の復興計画に記載する事業の内容は、平成23年度補正予算、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費、平成29年度当初予算又は令和3年度当初予算による地域医療再生基金における医療の復興計画の策定に当たって留意事項で示した内容の範囲内とする。

また、計画の作成に当たっては、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村、地域住民等の関係者(以下「地域の関係者」という。)の意見を踏まえ、地域にとって必要性・公益性の高い事業が今回の地域医療再生基金の対象となるようにすることとする。

なお、地域医療構想を含めた県の医療計画、介護保険事業支援計画、市町村介護保険 事業計画、その他県及び市町村が定める関係計画の内容との整合性を考慮するとともに、 必要に応じてこれらの計画を見直すこととする。

- (参考1) 平成23年度補正予算による地域医療再生基金における医療の復興計画の 策定に当たっての留意事項(抜粋)
- ①津波による全壊した医療機関の高台への移転整備など安全な地点での施設整備
- ②救急医療機関など地域の中核的医療機関の機能強化や再整備
- ③これら医療機関と連携する急性期を脱した患者や在宅患者等を受け入れるための 亜急性期・回復期リハビリテーション等の機能を担う医療機関の整備等を通じた 機能分化の明確化
- ④既存補助制度の対象とならない施設整備等事業について、当該事業者が今後の医療の復興のために協力すること等を条件に行う支援事業
- ⑤在宅医療の連携拠点となる医療機関等の整備により被災地において在宅医療を推 進するための事業
- ⑥医療機関相互の情報連携の基盤整備
- ⑦県外から派遣された医師・看護師等の人件費や被災者健康支援連絡協議会の活動 経費に対する支援等地域医療を担う医師・看護師等の人材確保等
- (参考2) 平成24年度東日本大震災復興特別会計予算費による地域医療再生基金の活用に当たっての留意事項(抜粋)
 - ①震災後の労務費等の建設コスト高騰への対応
 - ②被災した医療機関の再開等に対する支援
- ③原子力発電所事故の影響により住民が増加するなど地域の実情に応じた医療機関 の整備
- ④被災地における医療従事者確保等

第5 交付の条件

福島県は、基本方針の趣旨に基づき、対象地域の急性期から慢性期に至るまでの医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等により、患者の状態に応じて切れ目なく効率的に医療サービスを提供できる医療提供体制の再構築を推進する観点から、医療の復興計画を策定されたい。その際は、次の点を交付の条件とするので留意されたい。

- ①まちづくり関係部門と適切に連携しながら、まちづくり構想とも整合性が図られた事業内容とすること。
- ②救急医療や在宅療養支援等政策医療の役割を担っていない医療機関については、 地域の救急医療体制への参画や在宅医療の実施など、今後の地域医療における役割を医療の復興計画に位置付けられる場合に地域医療再生基金による支援を行う こと。

第6 医療の復興計画の作成等に係る手順

医療の復興計画を作成する際に考えられる一般的な手順を提示するので、状況に応じて参考にされたい。

- (1) 医療の復興計画の案を作成するための体制の整備。
- (2) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集及び調査の実施。
- (3) 当該データ及び調査結果を踏まえた、地域医療の将来予測。
- (4) 官民を問わない幅広い地域の関係者からの意見聴取。
- (5) 対象地域における医療提供体制の再構築を推進するために実施してきたこれまでの事業の評価、並びに将来構想及び目標等の検討。
- (6) 対象地域における医療提供体制の再構築のための事業の内容についての検討。
- (7)以上の検討を踏まえ医療の復興計画等の案の作成。これまでに厚生労働省と随時意見交換。
- (8) 医療の復興計画の案について、県の医療審議会又は地域医療対策協議会からの意見聴取。
- (9) 医療の復興計画の案の厚生労働省への提出。
- (10) 医療の復興計画を決定。

第7 交付基準額の決定及び交付決定の手続き

対象地域の復興に係る予算の執行状況等を勘案し、福島県が策定した医療の復興計画の案の内容を踏まえた厚生労働省と復興庁との協議を経て、復興庁において厚生労働省へ予算の移し替えを行う。厚生労働省は医療の復興計画を基に交付基準額を決定し、交付決定する。

第8 医療の復興計画の推進等

1 医療の復興計画の推進体制については、地域の関係者との情報の交換や県の医療審議会又は地域医療対策協議会の活用のみならず、まちづくり関係部門とも適切に連携

しながら計画を策定し、事業を推進していく体制を構築することが望ましい。

2 医療の復興計画の達成状況の評価等

今回作成する医療の復興計画に定める事業に関しては、福島県が策定したこれまでの 医療の復興計画と併せて地域の関係者及び県の医療審議会又は地域医療対策協議会から も、必要に応じて意見を聴取することで事業の進捗状況を評価するものとする。

医療の復興計画に定める事業の実績報告は、厚生労働大臣に提出する。

評価の結果は、<u>令和5年度</u>以降、福島県で医療の復興に関する事業を行う場合は、評価結果を適時反映させるものとする。

3 医療の復興計画の変更

福島県は、評価の結果に基づき、医療の復興計画における目標等を達成するために必要があると認める場合、医療の復興計画の変更を行うことができる。

医療の復興計画を変更しようとするときは、あらかじめ、福島県における地域の関係者の意見及び県の医療審議会又は地域医療対策協議会の意見を聴取するとともに、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

第9 その他

医療の復興計画の案の提出に当たっては、以下の書類等を添付すること。

- ・ 医療の復興計画の案の概要 (ポンチ絵)
- ・事業費の積算資料
- ・その他参考となる資料

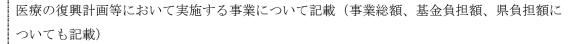
福島県医療の復興計画(追補版)

1 医療の復興計画の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間を対象として定めるものとする。

2	現状の分析
	甚大な被害を受けた地域における医療連携体制、医療従事者等に関する現状分析を記載
3	課題
	現状分析結果をもとに甚大な被害を受けた地域における医療課題を記載
4	· 目標
	課題に対する目標、将来構想について記載

5 具体的な施策



6 医療の復興計画等の(案)作成経過

医療の復興計画(案)を作成するまでの経過について記載

[記載例]

〇月〇日 関係機関、団体及び住民に対する説明会の開催

〇月〇日 第1回〇〇委員会開催

〇月〇日 第〇回〇〇委員会開催 医療の復興計画中間案の決定

〇月〇日

- パブリックコメントの募集

〇月〇日

〇月〇日 〇〇県医療審議会開催 医療の復興計画(案)の決定

7 事後評価の方法

(例) 計画の事後評価にあたっては、○○会議、あるいは個別分野に関して設置されている協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行うなどにより、 計画を推進していきます。

計画に基づき実施する事業

「事業目標 1 : (例) 避難地域の医療提供体制の再構築

事業目標2:(例)避難地域の医療提供体制支援

事業目標3:(例) 医療従事者の確保

•

事業の内容等

事業目標	1. (例) 避難地域の医療提供体制の再構築						
事業名	【No.1】(例) 警戒区域等医療施設再開支援				【総事	業費	
	事業				(計画	期間の総額)】	
							千円
事業の対象となる区域	(1	列)旧	警戒区域内				
事業の実施主体	(例)医療機関						
事業の期間	र्द	∓○月(○日~○年○.	月〇日			
背景にある医療・介護ニー	(1	列)原日	子力災害の影響	撃による避難	指示が解	涂され	た区域等にお
ズ	い、	て再開	新設する医療	療機関に対す	トる施設・	設備整	を備、運営の支
	援る	を行う。	必要がある。こ	このため住民	とが帰還で	きる環	境づくりの一
	つ	である[医療提供体制	の確保を推済	進していく	0	
	ア!	アウトカム指標:(例)1 日平均外来患者数○人(平成○年度)					
	\rightarrow () 人(平成〇年度)				
	1 ⊨	平均力	\院患者数○/	人(平成〇年	E度) →○/	人(平	成〇年度)
事業の内容	(例) 医療施設開設者が旧警戒区域内にて医療施設を再開等する						
	場合に、再開のための施設改修あるいは新築に必要な工事請負						
	費、医療機器設備の整備費等について補助を行う。						
	また、運営費補助を行うことにより、再開の促進を図る。						
アウトプット指標	(例) 新設・再開数 (○病院、○診療所)						
アウトカムとアウトプット	(例)○○を新設・再開することにより住民の帰還をはかり、当						
の関連	該地域の医療機関を利用できる患者を増やす。						
事業に要する費用の額	金	総事業		(千円)	基金充当	公	(千円)
	額	額 (A+B+C)			額		
		基金	国 (A)	(千円)	(国費)		
					における		
			都道府県	(千円)	公民の別	民	(千円)
			(B)		(注1)		
			計(A+B)	(千円)			うち受託事業等(再
							掲)(注2)

	その他 (C)	(千円)	(千円)
備考	·		

- (注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。
- (注2)施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金 充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公 であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」 に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

事業目標	2. (例) 避難地域の医療提供体制支援						
事業名	【No.○】初期救急医療確保支援事業	【総事業費					
		(計画期間の総額)】					
		千円					
事業の対象となる区域	(例) 南相馬市及びいわき市内						
事業の実施主体	(例) 医療機関						
事業の期間	○年○月○日~○年○月○日						
背景にある医療・介護ニー	(例) 避難地域の住民による医療需要が	増大している、南相馬市					
ズ	の休日夜間急患センター及びいわき市の	つ休日夜間急病診療所が					
	行っている小児を含む休日夜間救急の追	運営を支援する必要があ					
	る。						
	アウトカム指標:(例) 南相馬市及びいる	わき市内の休日夜間にお					
	ける診療体制の確保 休日延べ〇日間(〔年間)、夜間延べ○日間					
	(年間)						
事業の内容	(例) 南相馬市及びいわき市内の休日夜間診療所の運営に係る人						
	件費等を補助する。	件費等を補助する。					
アウトプット指標	(例) 南相馬市及びいわき市内の休日夜間診療所運営に必要な医						
	療従事者の確保数						
	年間延べ〇人						
アウトカムとアウトプット	(例) 南相馬市及びいわき市内の休日夜間診療所運営に必要な医						
の関連	療従事者の確保により診療体制を確保す	る					
事業に要する費用の額		:充当 公 (千円)					
	額 (A+B+C) 客	類					
	基金 国 (A) (千円) (国]費)					
		iける					
		との別 民 (千円)					
		<u> </u>					
	計 (A+B) (千円)	うち受託事業等(再					
		掲)(注2)					
	その他 (C) (千円)	(千円)					
(注1) 東業主体が非常で	かっ 相定をできない担合け 記載を画)	- To No.					

⁽注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

⁽注2)施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

事業目標	3. (例)	医療従事者の	確保				
事業名	[No.O]	【No.○】(例) 医療従事者修学資金貸与事 【総事業費					
	業(理学	療法士、保健	師等修学資金	金)	(計画	期間の総額)】	
	千円					千円	
事業の対象となる区域	(例) 医療従事者修学資金貸与事業 (理学療法士等修学資金)						
事業の実施主体	(例)医	(例) 医療従事者養成施設学生					
事業の期間	○年○月	○日~平成○	年〇月〇日				
背景にある医療・介護ニー	原子力災	害の影響によ	る理学療法	士等の医療	従事	者の流出とと	
ズ	もに、避難	離生活の長期化	と等による要	京介護認定率	國の上	:昇などの各種	
	健康指標	の悪化に早急	に対応する。	込要が生じ ^っ	ている	ることから、理	
					りを	中心とした不	
	•	の定着促進を		-			
		* //****	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		2412.4	つうち、浜通り	
	, ,,,,,,		合が約6割~	であり、喫緊	※に解	消されなけれ	
	ばならな		上 フィッ/七半	4年241 の川	L → \#	• 쓰스 글=), 도 키는 쓰스) ~	
					-	学率は非常に	
			半か低く、/	が流出し	/ (V)	る状況である	
	,, ,,	(参考資料3)。					
	アウトカム指標:(例)〇年度以降、毎年度〇人以上の理学療法						
 事業の内容	士等の医療従事者を養成し、うち浜通りに○人以上勤務 (例) 理学療法士等の医療従事者養成施設に在学し、卒業後県内						
于 木 v) 1 1 亿	指定施設で業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与						
	することにより、理学療法士等の安定的な確保と浜通りを中心と						
	した不足地域への定着を図る。						
アウトプット指標	(例)養成施設に在学する学生に修学資金を貸与 毎年○人						
アウトカムとアウトプット	(例)養	成施設に在学	する学生に	修学資金を	貸与	することによ	
の関連	り、浜通	りを中心とした	た不足地域~	理学療法士	:等医	療従事者を輩	
	出し、定	着を促す	<u>, </u>				
事業に要する費用の額	金総事	業費	(千円)	基金充当	公	(千円)	
	額 (A+	-B+C)		額			
	基金	国 (A)	(千円)	(国費)			
				における			
		都道府県	(千円)	公民の別	民	(千円)	
		(B)	/ \	(注1)			
		計 (A+B)	(千円)			うち受託事業等(再	
	7 -	bla	/ / m`			掲)(注2)	
	その作	也 (C)	(千円)			(千円)	
備考							
畑石		51 - 2 4 4 1 L		٠٠٠ 			

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2)施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。